

## 甲南大学岡本校地トレーニングルームに関する運営内規

平成 15 年 6 月 5 日

部局長会議承認

(目的)

第 1 条 この内規は、甲南大学岡本校地トレーニングルーム(以下「トレーニングルーム」という。)の運営について必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第 2 条 トレーニングルームは、次の場合に使用する。

- (1) 正課体育授業及び教育研究活動
- (2) 学生の課外活動
- (3) 学生及び教職員の健康保持、増進及び体力の向上のための利用
- (4) その他第 7 条で定めるトレーニングルーム運営委員会において必要と認めた行事等

(トレーニングルーム開室日及び開室時間等)

第 3 条 トレーニングルームの開室日及び開室時間等は、別に定める。

(使用手続)

第 4 条 第 2 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号により使用する場合は、使用者は、所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ学生部長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用変更等)

第 5 条 申込後、使用内容の変更又は使用の取消しがある場合は、使用者は、所定の使用変更・取消し申請書を学生部長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用者の遵守義務)

第 6 条 使用者は、安全確保及び施設保全のため次の各号を遵守しなければならない。

- (1) トレーナーの指示・指導に従うこと。
  - (2) 秩序・風紀を乱し、他人に迷惑を与えないこと。
  - (3) 建物、設備、備品等を破損、汚損又は滅失しないこと。
  - (4) 設備、備品等を許可なく移動しないこと。
  - (5) トレーニングルーム内で喫煙・飲食をしないこと。
  - (6) 許可なくビラ等を配布し、又はポスター等を掲示しないこと。
  - (7) 許可を受けた以外の目的に使用しないこと。
  - (8) その他使用上の注意事項等に違反しないこと。
- 2 学生部長は、前項の遵守義務に違反した者について使用を停止又は退出させることがある。
- 3 使用者が建物、設備、備品等を破損、汚損又は滅失したときは、遅滞なく学生部に届け出て、その指示を受けなければならない。

(運営委員会)

第 7 条 トレーニングルームの運営に関する事項を協議するため、トレーニングルーム運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成等)

第8条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学生部長
  - (2) スポーツ・健康科学教育研究センター所長
  - (3) 財務部長
  - (4) 管財部長
  - (5) 学生部の専任職員管理職
  - (6) 学生の代表 1名
- 2 学生部長は、委員長となり、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員会において必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(協議事項)

第9条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) トレーニングルームの使用に関する事項
- (2) トレーニングルームの維持及び保全に関する事項
- (3) その他トレーニングルームに関して必要と認められる事項

(事務)

第10条 委員会の事務は、学生部が担当する。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、部局長会議が行う。

附 則

この内規は、平成15年6月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月7日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年5月24日から施行する。